

広島市告示（安佐北区）第 5 4 号
令和 7 年 7 月 2 2 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。
その関係図面は、令和 7 年 7 月 2 2 日から同年 8 月 5 日まで、広島市安佐北区役所農
林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

区分	路線名等	所 在（起点及び終点）
水路	K4-F4-C 山根-26-53 号水路	安佐町大字後山字山根 1072 番地先から 1072 番地先まで
	K4-F4-C 山根-26-56 号水路	安佐町大字後山字山根 1072 番地先から 1092 番 1 地先まで
	K4-F4-C 山根-26-70 号水路	安佐町大字後山字山根 1072 番 2 地先から 1072 番 2 地先 まで